

日本における男女共同参画社会の展開(10) －札幌市における取り組み－

木脇 奈智子¹ 富川 拓² 新矢 昌昭³ 大東 貢生⁴

Development of gender equal society in Japan: Part 10 － From the Survey of Sapporo City －

Nachiko KIWAKI¹, Taku TOMIKAWA²,
Masaaki SHINYA³, Takao OTSUKA⁴

Abstract

Over the past few years, we four co-researchers have primarily conducted research in the Kansai district on what ideal gender equality should be in Japan. With the help of grants-in-aid for scientific research we had received in 2018 (18K11908; Representative: Taku Tomikawa), we have expanded our study fields to all parts of Japan, and have performed an interview survey of policies favoring men, which have made little progress in Japan.

This report is based on the outcome of an interview survey performed in Sapporo, which is playing an active role as an ordinance-designated city in promoting gender-related policies, such as the recognition of same-gender partnership marriages. In a survey conducted in March 2019, we interviewed four people: a male manager of the Gender Equality Center, a male activist, a former manager of the Gender Equality Section and a member of an NPO that supports victims of domestic violence. We hereby extend our gratitude for their cooperation.

1. 研究の背景と目的

1. 研究の背景

日本における SDGs (持続可能な発展) の取り組みにおいて、「ジェンダー平等あるいは多様な性が認められる社会の構築」は喫緊の課題のひとつである。

ジェンダー平等の議論の中で、女性の活躍の促進については、男女共同参画政策として 1990 年代より

所属:

¹ 藤女子大学 人間生活学部人間生活学科教授

² 聖泉大学 人間学部准教授

³ 華頂短期大学 総合文化学科教授

⁴ 佛教大学 現代社会学部准教授

¹ Fuji Women's University: Faculty of Human Life Sciences,

² Seisen University: Faculty of Human Studies

³ Kacho Junior College: Department of integrated culture Studies

⁴ Bukkyo University: Faculty of Sociology,

展開され、1999年の男女共同参画社会基本法制定や2001年の男女共同参画会議の設置、男女共同参画基本計画の策定など一定の前進をみせている。しかしながら、2020年の日本のグローバル・ジェンダー・ギャップ指数（WEF）は152か国中121位であり、先進国においては最下位にある⁽¹⁾（内閣府 2021）。

一方、ジェンダー平等に向けた政策課題のひとつとして、男性対象の政策が注目を集めつつある。2010年に閣議決定された第三次男女共同参画基本計画では「男性・子どもにとっての男女共同参画」が謳われ、2014年度の男女共同参画白書では、初めて男性をテーマとして「変わりゆく男性の仕事と暮らし」がまとめられた。地方自治体においても男性対象事業を行うことが定められており、当該自治体の特性に沿った形で計画を策定し事業を推進することと定められている。

しかしながら、女子・女性を対象とする事業が、女性のエンパワメント推進のために啓発・相談事業から職業訓練や自助グループの形成、自主的な活動グループの育成までさまざまに展開されている一方で、男子・男性対象の事業は多くの自治体で予算や方法論などの問題から啓発事業にとどまり続けている（大東 2006）。

2. 男性学と男性性研究

男性学・男性性研究は、1970年代に始まり、1990年代以後、国際的に急速な発展をみせている。国際社会においても、ジェンダー平等を目指す男性対象の政策は、ここ20年ほどの間に進化している。すでに1980年代に男性対象の政策を開始した北欧社会に続いて、国連も世紀の転換前後から性差別撤廃に向けての「男性の巻き込み（involve）」に向けた政策を提示し、2003年にはブラジルで初の「男性・男児の役割」についての国際会議を開催するなど、政策分野でも大きな発展がみられている。

施策の一例をあげると、DV加害者の男性の更生プログラムが実施されている。アメリカでは、半年間の更生プログラムを受講するか、刑務所に入るかを加害者が選択することができる。日本ではDV加害者の接近禁止や一時退去など、「DVの防止」あるいは「被害者を隠す」シェルターの設置から取り組みが始まり、男性に対しての直接的な政策や、対応策を見ることは少ない。

本研究では、日本の地方自治体における男性・男子対象事業の効果的な展開について、ジェンダー研究（特に男性学・男性性研究）の視点から調査・分析を行い、効果的な男性対象事業の提示を試みる。本稿は、全国的な自治体への質問紙調査をする前段階として、いくつかの市町村においてフィールドワークを実施した結果の一部である。

3. 札幌市における男女共同参画と調査概要

札幌市の男女共同参画政策の特徴は、第4次男女共同参画プランをみると、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、および「意識の啓発」を取り組みの柱と位置付けている。

また、全国で6番目の自治体（初の政令指定都市）として2017年に「パートナーシップ宣誓制度」を導入したことで知られている。それに伴い「LGBTフレンドリー指標制度」による企業の評価や、「LGBTはっとライン」による性別違和などの悩みについて週1回の電話相談の取り組みを行っている。

男性のみを対象とした政策は、プランを見る限りうかがい知ることができない。そこで研究目標につながるキーパーソンとして以下の4人を対象に聴き取り調査を実施した。

① 男性対象の取り組みについて、札幌市男女共同参画センターの指定管理者である財団法人の男性課長 T さん、② 会社員で市民活動家の男性 Y さん、③ DVに関わる NPO 活動に8年間取り組んでいる女

⁽¹⁾ 世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が2021年3月、「The Global Gender Gap Report 2021」を公表し、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）を発表した。この指数は、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。2021年の日本の総合スコアは0.656、順位は156か国中120位（前回は153か国中121位）であった。前回と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となった（内閣府男女共同参画局「共同参画」2021年5月号）。

性Nさん、パートナーシップ宣誓制度導入を担当した札幌市男女共同参画センター元課長Hさん、以上の4名にインタビューの許可を得て、30分から2時間の半構造化インタビューを行った。データは逐語文字化を経てまとめた。

調査地:札幌市内で共同研究者4人同時に聞き取りを行った。調査時期は2019年3月26日～27日である。

4. 調査結果

【事例1】札幌市男女共同参画センター課長 Tさん（男性：40代）

Tさんは、非常に温厚で常に来館者にフレンドリーに対応される方である。Tさんのミッションは男女共同参画センターへの男性の来館者を増やし、ネットワークづくりをしてジェンダー平等の機運を向上させることである。

数年前から「男性カフェ」というイベントを計画して、男性同士が本音で話しができるような「場づくり」を進めてきた。そこに来てくれる男性は多くはないが、いくつかのグループができている。メンバーが集まりながらやっていたら10～20人になった。子育て世代に広がりを感じている。繋がってやりたいことをしていきたい。メンバーのなかから「パパ育休プロジェクト」がたちあがり、Fathering Japanの北海道支部ができいった。

パパ目線で話してほしいし、自分は常に学びながら職員として後押ししたい。センターとしては婚活力のセミナーを実施した。

志向が近い者同士が連携する活動拠点となっている点に、札幌市男女共同参画センターの大きな意義がある。Tさん自身も世話役としてだけではなく、子どもを持つ父親としてこれらの男性グループ活動に伴走している。

分析：男性たちにとって男女共同参画センターはある意味で敷居の高い場所であるかもしれない。そこに男性職員であるTさんの親切で誠実な声掛けがあると男性参画の道が拓けるのではないだろうか。センターは「箱もの」ではなく、来館者を迎える姿勢が重要であることを体現するTさんの役割を見ることができた。

【事例2】父親活動グループYさん（男性・40代）

Yさんは、札幌市男女共同参画センターを拠点に子育てに関する男性のグループを立ち上げて活動している。その立ち上げから現在までの様子をうかがった。

契機となったのは、2015年に「妻がよくいく研修会」で「自分の人生は自分で決める」「自己決定」がテーマになった話を聞いたことである。Yさんも昭和2年生まれの父親の影響で「個は個として自己決定する」というポリシーを持っていた。

子どもが生まれ、妻が育休をとった。自分も家事などはそれなりにやっていたが子育ては妻任せにしていた。子どもをもって子ども好きになった。他人の子ども地域の宝だと思う。PTA会長として地域に関わっていたが、土曜教室で先生に協力したいと考え、料理や体を動かす活動などで関わるようになる。終了後の時間に「オヤジの会」として、やきとり屋などで父親たちが話をするようになった。父親としての悩み（家事育児の話）をしたい。パパ友のつながりを増やしたい。子どもが卒業しても父親グループに関わり、仲間を増やしたい。ちょっとした「一歩」で生活が楽しくなることを男性たちに伝えていきたい。近くの人を引き上げていきたい。と熱を込めて語ってくださった。

Yさんの勤務先は時間に融通が利き、給与にも不満はない。自身は出世したいと思ったことはない。「この（父親）活動を通して『自分が何者か』を語ることが出来る」という。

今後の課題は「自己肯定感に引きずられ過ぎないように気をつけたい」つまり独りよがりにならないように視野を広く持つこと。父親の仲間を増やし、父親たちの生活の場や人間関係を広げ、育児期を共に楽しく過ごすこと、を目標としている。

分析：Yさんは名刺にお子さん2人の名前を入れ、PTA会長、父親グループ名など、地域での多様な活動をアピールしている。「男性問題の時代」といわれた1990年代に『育児で会社を休むような男た

ち』という本が上梓された（育児連 1996）。そのなかで、従来の男性の生き方の目標は仕事で出世すること一択であったが、これからは家庭や地域活動、趣味などたくさんのチャンネルを持っているのが男性の豊かな生き方であることが提唱されている。その約 20 年後にインタビューした Y さんの生き方は、当時提唱された新しい男性の生き方が広まっていることを感じさせた。その間の政府も関わった「イクメンキャンペーン」（2011）や NPO による発信などの社会的な動向が、男性の子育ての規範を少しずつ変えてきたのかもしれない。

【事例 3】DV 支援 NPO 職員 N さん（女性：20 代）

N さんは、自身が父親から DV を受けた経験を持つ「サバイバー」である。2011 年（高校 1 年時）に、「自分と同じような経験をした DV サバイバーのピアサポート（グループ）がない」と感じ、2021 年（高校 2 年時）に男女共同参画センターで、ボランティア活動を始めた。大学入学以降は、自身の経験や活動を生かし、講演や執筆などで発信活動を行い、島根県や宮城県まで講演に招聘されていったこともある。

大学卒業後、DV 被害者支援を行う NPO に就職、札幌市の委託事業その他に携わる。ほかにも DV 被害者支援のピアサポートグループでボランティアを継続している。

「DV 対策では、行政を NPO が補完しているが、この構造についてどう考えるか」また「行政の男性政策についてはどう考えているか」とたずねると、「行政にはまったく期待していません」という明快な答えが返ってきた。「（行政には）加害者対策や男性政策に関するお考えがない」と感じている。

分析：ボランティア活動を終えて、インタビューの場に駆けつけてくださった。まず「N さんの活動の契機となったライフヒストリーを差し支えない範囲で教えていただけますか」とお願いと、非常にきびきびとよどみなく話してくださった。DV の現状を世の中に伝え、同じ被害者と連携してエンパワメントしあいたい、というミッションを持ち、実際にエネルギーに活動している女性である。

分析：事例 2、3 に見るように、札幌市民の集いや活動の場として、札幌駅北口徒歩 3 分にある男女共同参画センターの立地のよさや職員の関りや企画が、情報交換や人的ネットワークのつながりの場としても重要な役割を果たしていることがわかる。

札幌市の男性政策については、「男性のグループを作る、つなげる」が端緒についたところである。今後の深まりや発展について考察および実践を深めていく必要があるだろう。

【事例 4】札幌市男女共同参画課前課長 H さん（女性：60 代）

市役所に定年まで勤務したが、そのなかで育休取得などの理由から様々なジェンダー不平等を感じてきた。30 代から男女共同参画課に異動願いを出すがかなわなかった。課長職になった後に異動がかない、パートナーシップ制度の成立に取り組むことになった。当時は「LGBT という言葉を知っていたレベル」だった。

年明けから地元紙が大きく報道し、平成 29 年 4 月に男女共同参画課長に赴任、すぐに弁護士会館であった勉強会に参加した。差別的な言動、いじめやいやがらせ、就職での不利な扱い、宿泊施設やアパートの利用拒否など、孤立し自死に追い込まれる当事者もいることを知る。「こんなに困っていらっしやるんだ」と衝撃を受けた。

当時の男女共同参画課は、課長 1 人、係長 2 人、一般職 3 人と非常勤 1 人というこじんまりしたチームだった、2 年間の間に指定管理者の選考や男女共同参画プランの改訂、それに加えてパートナーシップ制度設立の仕事が重なり「20 年に一度」と言われる多忙な年回りだった。部下を気遣い「不運だったのではなくラッキーだったんだよ」と励ました。フランクなチームを作り上げることが出来た。職場において大切なことの第一は人間関係だと思う。

その頃、札幌市が 2030 年の冬季五輪に名乗りを上げていた。IOC は既に五輪参加選手における「男性ホルモン値のガイドライン」を作成していた。五輪に名乗りを上げるのに、それらの知見がないわけにはいかない。課長が、部長と局長の合意を取り付けた。仕事を動かすには「人が大切。あの時のラインだったからできた」と語る。過去に勤めた管理職を考えても、「（男女共同参画が）進む訳がない」という方もいた。能力があっても、庁内の力学に巻き込まれる方はいる。どういう人を据えるか、その見

極めができるか、人事が大切であると感じる。

庁内では、① H26 年 3 月：性同一性障害について相談出来る窓口を男女共同参画課のホームページ上で紹介。

② H28 年 6 月：市民団体よりパートナーシップ制度の設立を求める要望書が提出される。

③ H28 年 10 月：リーフレット「LGBT ってなんだろう」を発行。

④ LGBT フレンドリー企業の登録。その一方で反対の動きもあった。

リーフレット作成時に与党の議員に呼び出され、大反対を受けた。それをどう突破したのか。与党側も「人権意識が低い」というラベリングをされるのは怖いため、パブリック・コメントの結果を見ましょと提案した。FAX やメールによる反対意見が 800 通以上寄せられた。差出人は道内から九州に及んだ。1 か所のコンビニから大量に出されたものもあった。匿名でない者にはすべて回答を送った。なかには「少子化時代に信じられない」「大通公園を同性愛者に手をつないで歩かれたら困る」というような意見もあった。与党の反対を突破するには数の論理が必要であるため、賛成意見も 2000 通以上集めた。

分析：男女共同参画課の課長が、ジェンダーについて学びご自身も様々な人生経験を持っていらした事。そのご苦勞が行政担当として LGBT の問題に共感できたこと。彼女を取り巻く「フラットな考えの上司」や「男女共同参画の同僚」たちがこの制度を着任から 2 年で動かすことになった。「部下に嫌われる課長にはなりたくなかった」という H さんのことばに、上下関係のないジェンダー平等な働き方への希求がみられる。

次の項では札幌市の具体的な制度と国際社会・国内の動きを紹介する。

5. 札幌市のパートナーシップ宣誓制度

(1) 国際社会と国内の動向

同性婚は 2021 年 10 月現在、世界 30 か国で認められている。2001 年のオランダをはじめとして、主に欧米で公認が進んでいる。一方でアフリカや西アジアなどでは同性愛を犯罪とみなす国もある⁽²⁾。2004 年に国連総会において「人権と性的指向と性自認に冠する声明」が提出され、2011 年には国連人権理事会が性的マイノリティの人権侵害に関する決議を初めて採択した。

日本国内では、2004 年に性同一性障害者の性別取り扱いの特例に関する法律が施行され、2010 年の第 3 次男女共同参画計画の中で、性的マイノリティへの排除が明記された。2015 年には文科省が性同一性障害の児童に対しきめ細やかな対応を求める通知を発出した。2017 年には厚生労働省がセクハラ指針に被害者の性的指向や性自認に冠する者も対象になる旨を明記した。

しかし、同性婚そのものは憲法第 24 条 1 項の「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」という条文の「両性」であることを根拠として婚姻届けは受理されない。この判断については様々な議論がなされている。2015 年 7 月には 455 人の当事者が日本弁護士連合会に対し国に同性婚の導入を勧告するよう求め

封建的で不平等な家制度を撤廃するためにからのこの条項が書かれた。「想定していないものを禁止できるはずがない」と述べている⁽³⁾。憲法が制定された当時の社会背景と立法趣旨を鑑み、改めて現在の人権の視点から議論をすることが必要であろう

石田 (2019) は、憲法や法律を読むにはそれらの法がつくられた時点での「立法趣旨」にさかのぼることが重要であるとし、日本国憲法が制定された 1946 年当時の立法趣旨を見ると同性婚は想定されておらず、性的マイノリティを表す LGBT + ではなく、性自認と性的指向を金合わせた SOGI (Sexual Orientation and Sexual Identity) という語を導入している。「マイノリティ」であることに焦点を当てずに、多数派と同列に扱うことに SOGI の意味がある。

⁽²⁾ ILGA2021 (国際アムネスティ) 2021.1 「性的指向に関する世界の法律 (特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ・日本語表記) https://ilga.org/downloads/JPN_ILGA_World_map_sexual_orientation_laws_dec2019_update.pdf

⁽³⁾ 石田仁, 2019, 『はじめて学ぶ LGBT』 ナツメ社 p.p.110-111 より引用

(2) 札幌市のパートナーシップ制度の概要

以下は札幌市の男女共同参画課が作成した概要である（平成 29 年 1 月 23 日委員会資料）。

- 1) 位置づけ：性的マイノリティの人が人口の 8 % 程度おり、その多くが深刻な困難を抱えている現状を踏まえて、性の多様性に対応した制度を創設することで、その思いを受け止めつつ、市民理解の増進及び人権尊重意識の醸成をはかるもの。
 - 2) パートナーシップ制度の内容
 - ①趣旨：お互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りをもつことができる街の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取り扱いを定める。
 - ②パートナーシップ制度の内容：お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的にマイノリティである 2 人の者の関係をパートナーシップと定義し、その関係にある 2 人が市長に対して宣誓をする制度（法的な権利や義務を生ずるものではない）。
- 宣誓の対象者：双方が 20 歳以上であること。
 - 市内に住所を所有する、または、市内への転入を予定していること。
 - 双方に配偶者がいないこと及び他にパートナーシップの関係がないこと。
 - 宣誓の方法など：市が、パートナーシップの関係にある 2 人が記入したパートナーシップ宣誓書を受け取り、その受領書と宣誓書の写しを交付する。
 - 提出書類：住民票、独身を証明する書類、本人確認書類の提示を求める。
 - その他：パートナーシップが解消されたとき、双方が市街転出した場合などには、受領証を返還するものとする。
 - 性別違和など、特に必要があると認められる場合は、通称名の使用を認める。
 - 市は、受領した宣誓書を 10 年間保存する。
 - 実施時期：平成 29 年 4 月

札幌市のパートナーシップ宣誓制度ができるまでの経緯は前項で述べた。制度ができた後の周知の方法は以下の通りである⁽⁵⁾。

- ①「広報さっぽろ」での予告 PR（H29.5.17 号）
- ②「市民向け講演会」（H29 ～）当事者の登壇（困りごとなど）& 札幌市の取り組み説明
この講演会には 100 人ほどが参加した。
- ③「LGBT の企業向けセミナー」（H29 ～）当事者・LGBT フレンドリー企業の方
このセミナーには商工会議所などからはたらきかけ、21社55人が参加した。
- ④「LGBT 出前講座」
講座には市職員を派遣し、LGBT の困りごとなどについて話市民の理解を深める。
- ④リーフレット「LBGT ってなんだろう？」
講演参加者、学校などに配布している。わかりやすいと評判がいい。
(写真①)
- ⑤札幌市営地下鉄の車内広告
性の多様性への理解を市民に広報する。
- ⑥札幌市地下街のオーロラビジョンに映像広告



⁽⁵⁾ 2021 年 10 月 25 日、札幌市男女共同参画課職員に木脇が聞き取り

である。地道なPRであるともいえるが、4年間で138組という登録者を考えると制度は徐々に浸透しているといつてよいだろう。また地元の新聞やTVのニュースや特番などでも取り上げられている。

(3) 日本におけるパートナーシップ制度と今後の課題

東京2020オリンピック・パラリンピックは「多様性と調和」を掲げて開催された。

自身の性自認や性的指向を公表したLGBTQ+の選手が185人以上出場した⁽⁴⁾。賛否の議論があったものの、国際的にはLGBTQは確実に存在していることが明示された。

一方、日本では2021年7月、与野党協議を経たLGBT理解増進法案の提出が廃案になるなど、国レベルの取り組みは進んでいない。自治体レベルで取り組んできたパートナーシップ制度などの施策が急速に拡大している。導入自治体数は2021年10月11日時点で130、全国人口カバー率は40%を超えている。しかしながら、こうした取り組みを自治体に任せ、国の取り組みが進んでいないところにわが国の政策課題が見える。

2021年3月、札幌地方裁判所は、婚姻の法的効果を同性カップルが享受できないのは憲法第14条1項（平等権）に違反するとの地方裁判所における初めて判断をした。

婚姻の本質は「永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むこと」であり、異性との間ではなく同性との間でそのような意思をもつ同性愛者は、同性パートナーと共同生活を営むにあたって、異性カップルと同様の法的保障を受ける権利があるとした⁽⁴⁾。しかし、最高裁では付帯意見が付いたものの違憲判決至らなかった。

石田（2019）はLGBT+に関する法制度の整備は、いじめの対象になりやすく、自殺率が高い当事者に社会的認知が与えられ、精神的な安寧につながり、自殺率が減ずると予測している。自治体パートナーシップ制度には社会的認知の側面で意義がある一方、婚姻と同様の社会保障がない点においては限界があり、法制度の整備などより抜本的な対応が必要である⁽⁴⁾。今後は一自治体としての課題ではなく、人権問題として国家的課題としての法制度の整備を考えていく必要がある。

日本における第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月15日閣議決定）には、「女性の活躍」や「方針決定過程への女性の参画拡大」を喫緊の課題として取り上げている。第2分野には「男性の育児休業取得率」の向上があげられているが、「女性が輝き」「男女」が平等に活躍するという枠を出ておらず、多様な性に対して補法制度の整備は未だにみえてこない。

おわりに、北海道における男女共同参画と今後の課題についてとりあげたい。北海道内では男女共同参画計画の策定率が全国平均を大きく下回り、札幌市ではパートナーシップ制度がつけられたもののジェンダーへの関心は道内各地方により温度差が大きい。人口減が続く地方自治体では、職員の兼務率が高く男女共同参画に関わる十分な理解と人手がないという地域的な課題がある。今後、行政と地域団体、大学が連携を測って勉強会を実施するなどの具体的なプログラムを提案していきたい。

6. 本研究の今後の方向性と課題

本研究会では、今後全国自治体男女共同参画部局へのアンケート調査を実施し、国内で特徴的な男性対策が行われている自治体を訪問調査することを計画している。さらに男性政策を主眼としたプログラムを作成することを目指している。

日本の男女共同参画は先進国のなかでは大きく後れを取っている。性による生きづらさを相対的に小さくするような方策を一步ずつ探していきたい。

⁽⁴⁾ 藤田直介、山本大輔（2021）「118の自治体が導入「パートナーシップ制度」、見えてきた“限界”と国が取り組むべきこと」より引用。

参考・引用文献

大東貢生,2006「あいまいな『男性政策』」青木康容編『変動期社会の地方自治』ナカニシヤ出版
広報さっぽろ 2017-5「性的マイノリティの方のパートナーシップ宣誓制度を6月に新設」p.6
永田龍太郎「見えないマイノリティ」のソーシャルインクルーシオンー渋谷区における性的マイノリティ(LGBT)に関する実践と課題」『人工知能 35-5』 p.p.622-626
育児連,1996,『育児で仕事を休むような男たち』
石田仁,2019,『はじめて学ぶLGBTー基礎からトレンドまで』 p.p.110-111, ナツメ社
LGBT 法連合会,2019,『日本と世界のLGBTの現状の課題ーSOGIと人権を考える』かもがわ出版
NPO 法人 EMA 日本 <http://emajapan.org/> (2013年～/2021年10月25日確認)
LGBTとアライのための法律家ネットワーク・藤田直介、山本大輔「118の自治体が導入「パートナーシップ制度」、見えてきた“限界”と国が取り組むべきこと」<https://www.sbbit.jp/article/cont1/70237>
(2021年10月30日確認)
内閣府, 令和2年12月25日『第5次男女共同参画基本計画ーすべての女性が輝く令和の世界へー』

<付記>本報告に際し、聞き取り調査に応じてくださった方々と、資料を提供くださった札幌市男女共同参画課に感謝申し上げます。